

# 議案説明書

市民生活部 市民課

提出議会：令和3年第4回定例会

## 1 案件名

議案第52号 佐野市手数料条例の改正について (市民課所管部分)

## 2 概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の改正に伴い、個人番号カードの再交付に係る規定を削除する。

## 3 理由、趣旨、目的等

番号利用法の改正により、個人番号カードの発行主体が市町村長から地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）に変更となり、また、J-LISが個人番号カードの発行に関し手数料を徴収することとなったため、本条例に定める個人番号カードの再交付に係る手数料の規定を削除する。

## 4 その他の事項

施行日 令和3年9月1日

# 議案説明書

都市建設部 建築指導課

提出議会：令和3年第4回定例会

## 1 案件名

議案第52号 佐野市手数料条例の改正について (建築指導課所管部分)

## 2 概要

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「建築物エネルギー消費性能向上法」という。)及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(以下「建築物エネルギー消費性能向上法施行令」という。)の改正に伴い、建築関係手数料を改める。

## 3 理由、趣旨、目的等

建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、建築物エネルギー消費性能向上法及び建築物エネルギー消費性能向上法施行令が改正され、非住宅建築物に対する省エネ基準への適合義務の対象が従来 $2,000\text{m}^2$ 以上の大規模建築物に加え、 $300\text{m}^2$ 以上の中規模建築物に拡大された。

これに伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能基準に関する認定申請手数料について、面積区分に応じた手数料の額に改める。

また、建築物エネルギー消費性能向上法の改正に伴い生じた引用条項のずれを整理する。

### 【主な改正点】

#### ①建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の改正

(別表建築関係手数料の部の表第47号の項)

- ・申請に係る床面積の合計が「 $2,000\text{m}^2$ 未満」の手数料区分を「 $1,000\text{m}^2$ 未満」と「 $1,000\text{m}^2$ 以上 $2,000\text{m}^2$ 未満」に分割する。

#### ②建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請手数料の改正

(別表建築関係手数料の部の表第50号の項 ※非住宅部分に限る。)

- ・申請に係る床面積の合計が「 $300\text{m}^2$ 以上 $2,000\text{m}^2$ 未満」の手数料区分を「 $300\text{m}^2$ 以上 $1,000\text{m}^2$ 未満」と「 $1,000\text{m}^2$ 以上 $2,000\text{m}^2$ 未満」に分割する。

#### ③建築物エネルギー消費性能基準に関する認定申請手数料の改正

(別表建築関係手数料の部の表第52号の項 ※非住宅部分に限る。)

- ・申請に係る床面積の合計が「 $300\text{m}^2$ 以上 $2,000\text{m}^2$ 未満」の手数料区分を「 $300\text{m}^2$ 以上 $1,000\text{m}^2$ 未満」と「 $1,000\text{m}^2$ 以上 $2,000\text{m}^2$ 未満」に分割する。

#### ④その他、建築物エネルギー消費性能向上法の改正に伴い生じた引用条項のずれを整理する。

## 4 その他の事項

施行日 公布の日